

兵庫県公報

令和8年10月6日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則を廃止する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

- ◎収入証紙条例施行規則を廃止する規則（規則第32号）
収入証紙条例の廃止に伴い、収入証紙条例施行規則を廃止することとした。

規 則

収入証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第32号

収入証紙条例施行規則を廃止する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和9年10月1日から施行する。
（経過措置等）
- 収入証紙条例を廃止する条例（令和8年兵庫県条例第32号。以下「廃止条例」という。）附則第3項の規定により兵庫県収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下「証紙」という。）の返還及び現金の還付の請求をしようとする者は、収入証紙返還書兼還付請求書（附則様式第1号）に、当該返還に係る証紙及び証紙の受払いに関する帳簿その他必要な資料を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- 廃止条例附則第5項の規定により証紙の返還及び現金の還付の請求をしようとする者は、収入証紙返還書兼還付請求書（附則様式第2号）に、当該返還に係る証紙を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- 廃止条例附則第4項又は第6項の規定による還付は、口座振替の方法により行うものとする。
（砂防指定地管理規則の一部改正）
- 砂防指定地管理規則（昭和37年兵庫県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

兵庫県収入証紙
貼付欄

砂防指定地内制限行為
砂防設備占用許可申請書

を
「

」

砂防指定地内制限行為許可申請書
砂 防 設 備 占 用

」

に改める。

様式第4号中

「

兵庫県収入証紙
貼 付 欄

砂防指定地内制限行為許可更新申請書
砂 防 設 備 占 用

」

を

「

砂防指定地内制限行為許可更新申請書
砂 防 設 備 占 用

」

に改める。

(と畜場に関する手続等を定める規則の一部改正)

6 と畜場に関する手続等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第81号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

収 入
証 紙

」

を

「

手数料 納付確認

」

に改める。

様式第7号中

「

収	入
証	紙

」

を

「

手数料 納付確認

」

に改める。

(家畜保健衛生所管理規則の一部改正)

7 家畜保健衛生所管理規則（昭和38年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）-----
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）-----
電話（-----）-----番 」

を

「 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）-----
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）-----
電話（-----）----- 」

に、

「

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

」

を

「

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

」

に、
「

兵庫県収入証紙ちょう	
------------	--

」

を
「

キャッシュレス控貼付又は 電子納付番号記入

」

に改める。

（建設業に関する手続を定める規則の一部改正）

- 8 建設業に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

様式第1号（表）の部中

「

（表）

（収入証紙添付欄）				
-----------	--	--	--	--

建設工事紛争処理申請書

」

を
「

（表）

建設工事紛争処理申請書

」

に改め、同様式（裏）の部注2中「兵庫県収入証紙をもって」を削る。

（二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部改正）

- 9 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「終業年限」を「修業年限」に、

「

受験手数料貼付
欄

」

を
「

受験手数料
納付確認欄

」

に改める。

（兵庫県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則の一部改正）

- 10 兵庫県公害審査会の手数料の納付の方法及び減免等に関する規則（昭和45年兵庫県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「申請書に県が発行する兵庫県収入証紙をはりつけて」を「申請の際に」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「納入通知書により」を「納入の通知があった際に」に改める。

（優良な林業種苗の確保のための手続等を定める規則の一部改正）

- 11 優良な林業種苗の確保のための手続等を定める規則（昭和46年兵庫県規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

県 収 入 証 紙
貼 付

」

を

「

電子納付番号
(申請者本人以外の名義で支払いをされた場合はその者の氏名)

」

に改める。

(砂防指定地管理規則等の一部改正に伴う経過措置)

- 12 附則第5項から第9項まで及び第11項の規定による改正前のそれぞれの規則の規定による様式については、当分の間、附則第5項から第9項まで及び第11項の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、適宜修正して使用できるものとする。

(本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

- 13 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13の3の項を次のように改める。

13の3 削除	
---------	--

附則様式第1号（附則第2項関係）

収入証紙返還書兼還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

旧売りさばき人 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

収入証紙条例を廃止する条例附則第3項の規定により、次のとおり収入証紙を返還して現金の還付を請求します。

1 返還する収入証紙の種類、枚数等

種 類(A)	枚 数(B)	額面総額 (A)×(B)	備 考	
	枚	円		
計		(イ)	× $\frac{\quad}{100}$	(ロ)
差引還付額(イ)－(ロ)		円		

注 売りさばき前の収入証紙及び当該収入証紙の受払いに関する帳簿その他必要な資料を添付すること。

2 還付金振込先

金融機関名				本支店名	
預 金 種 別	普通・当座	口座番号			
フリガナ					
口座名義					

附則様式第2号（附則第3項関係）

収入証紙返還書兼還付請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

収入証紙条例を廃止する条例附則第5項の規定により、次のとおり収入証紙を返還して現金の還付を請求します。

1 返還する収入証紙の種類、枚数等

種 類(A)	枚 数(B)	額面総額 (A)×(B)	備 考
	枚	円	
請求金額		円	

注 未使用の収入証紙を添付すること。

2 還付金振込先

金融機関名				本支店名	
預 金 種 別	普通・当座	口座番号			
フリガナ					
口座名義					